

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(16頁)

官報(号外)

官報

号外 昭和二十九年三月六日

○第十九回 衆議院會議録第十六号

昭和二十九年三月六日(土曜日)

議事日程 第十四号

午後一時開議

第一 特別救済復旧臨時措置法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

第二 狂犬病予防法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

第三 国有鉄道運賃法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第四 港域法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

第五 遠洋かつお・まぐろ漁業の
用に供する船舶についての船舶
職員法の臨時特例に関する法律
案(内閣提出)

第六 昭和二十八年年度における国
債整理基金に充てるべき資金の
繰入の特例に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第七 開拓者資金融通特別会計に
おいて貸付金の財源に充てるた
めの一般会計からする繰入金に
関する法律案(内閣提出)

第八 緊要物資輸入基金特別会計
法等を廃止する法律案(内閣提
出)

第九 昭和二十八年の風水害及び
冷害による被害農家等に対して
米麦を特別価格で売り渡したこ
とにより食糧管理特別会計に
生ずる損失を補てんするための
一般会計からする繰入金に関す
る法律案(内閣提出)

第十 当せん金附証票法の一部を
改正する法律案(内閣提出、参
議院送付)

第十一 国有財産法第十三条第二
項の規定に基き、国会の議決を
求めるの件(内閣提出、参議院
送付)

第十二 財政法第四十二条の特例
に関する法律案(内閣提出)

第十三 昭和二十七年年度衆議院予
備金支出の件(承諾を求める件)

●本日の会議に付した事件

有田二郎君逮捕許諾請求に関する
期限付承諾に関して院議と裁判

所の意見の相違に関する緊急質
問(鈴木義男君提出)

内閣提出、公職選挙法の一部を改
正する法律案(憲法第七十五号)
及び参議院から予備審査のため
送付された市川房枝君外一名提
出、公職選挙法の一部を改正す
る法律案を公職選挙法改正に関
する調査特別委員会に併せ付託
するの件(議長発議)

日程第一 特別救済復旧臨時措置
法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二 狂犬病予防法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国有鉄道運賃法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 港域法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

日程第五 遠洋かつお・まぐろ漁
業の用に供する船舶についての
船舶職員法の臨時特例に関する
法律案(内閣提出)

日程第六 昭和二十八年年度におけ
る国債整理基金に充てるべき資

金の繰入の特例に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 開拓者資金融通特別会
計において貸付金の財源に充て
るための一般会計からする繰入
金に関する法律案(内閣提出)

日程第八 緊要物資輸入基金特別
会計法等を廃止する法律案(内
閣提出)

日程第九 昭和二十八年の風水害
及び冷害による被害農家等に対
して米麦を特別価格で売り渡し
たことにより食糧管理特別会計
に生ずる損失を補てんするため
の一般会計からする繰入金に関
する法律案(内閣提出)

日程第十 当せん金附証票法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
参議院送付)

日程第十一 国有財産法第十三条
第二項の規定に基き、国会の議
決を求めるの件(内閣提出、参
議院送付)

日程第十二 財政法第四十二条の
特例に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 昭和二十七年年度衆議
院予備金支出の件(承諾を求め
るの件)

午後二時三十七分開議
○議長(堤康次郎君) これより会議を
開きます。

有田二郎君逮捕許諾請求に関する
期限付承諾に関して院議と裁判所
の意見の相違に関する緊急質問
(鈴木義男君提出)

○議長(堤康次郎君) 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。すなわちこの
際、鈴木義男君提出、有田二郎君逮捕
許諾請求に関する期限付承諾に関して
院議と裁判所の意見の相違に関する緊
急質問を許可せられんことを望みま
す。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられま
した。

有田二郎君逮捕許諾請求に関する期
限付承諾に関して院議と裁判所の意見
の相違に関する緊急質問を許可いたし
ます。鈴木義男君

○鈴木義男君登壇

表して、議員有田二郎君の逮捕許諾請
求に関して責任大臣として大義法務大
臣のとりましたる態度、並びに自由党

昭和二十九年三月六日 衆議院會議録第十六号 有田二郎君逮捕許諾請求に関する期限付承諾に関して院議と裁判所の意見の相違に関する鈴木君の緊急質問

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 有田二郎君逮捕請求書に關する期限付承諾に關して院議と裁判所の意見の相違に關する鈴木君の緊急質問

二二〇

の院議を支持して司法権の独立を干犯せんとしたる吉田総理以下、(拍手)先日の決議に賛成投票し、かつ法務大臣と連帯責任關係にある各閣僚の責任を問わんとするものであります。(拍手)

まず、先般自由党が、多数を頼んで、率先法律を遵守すべき義務ある国会議員として、刑事訴訟法の規定を無視し、付すべからざる期限条件を付して、裁判所の請求したる有田君の逮捕許可に應じたことは、わが國の国会史の上にぬぐうべからざる汚点を印したものであります。(拍手)遺憾のきわみであります。ために、御承知の通り、立法院と司法権との間に未曾有の危機をかもしているものであります。党議として、かかる理不尽の決定をなし、横車を押ししたる自由党は、長く全国民から指弾されるべきこと

もちろんであります。が、(拍手)自由党員であるとはいいながら、逮捕請求を取次いだ主管大臣として、誠実に法律の執行に任ずべき立場にある大藏君が、あえてこの横車を阻止しようとした形跡がないばかりでなく、その後の情報によれば、何とかこの取すべき院議をそのまゝの線に沿うて実現させようとして、(何を言うか)と呼び、その他発言する者多し)検事総長以下、

刑事局長以下の部下を脅かし、あるいは圧迫して、先夜のごときは深更に及んで裁判所を動かさんとするがごとき策謀をあえてして遂に果さなかつたときは、その罪断じて許すべからざるものがあると信ずるのであります。(拍手)

新聞紙の報道するところによれば、菅家議院運営委員会委員長は、それが正当な権限から発せられたかどうかは別論として、驚くべき談話を発表した。おそくは、これがあの恥すべき動議を提出した自由党の鍛冶君が自由党のそうたる法曹諸君の御意見であらうと存するのであります。が、あの談話は、二つの前提をなものと考へる限りにおいて、確かに理路整然、堂々たるものであります。中には、代議士諸公でも感心しておる者があります。しかし、あゝあゝ考へ方には根本的な限りがあります。

一つの前提は、いかに國家の最高機関でありまして、国会はみずからつくつた法律に反し、またはこれを無視するがごとき決議はしてはならないというものであります。(拍手)これは立法院の自制である。刑事訴訟法は、被疑者の勾留はひとまず十日間として

るのである。それを七日間に制限するがごときは、刑事訴訟法を蹂躪するものであります。(拍手)先日の決議は、裁判所に向つて、刑事訴訟法を守らぬでもよろしいということを示唆したものであります。(拍手)それほど本院が七日目に有田君を返してもらいたいならば、まず刑事訴訟法を改正してからやるべき決議であります。(拍手)

第二に、菅家委員長は、司法権は立法院の意思を尊重すべきであつて、三権分立の機構は互いに他の権限を尊重することによつてのみ円滑に行われると主張されるのであります。が、それこそわれわれが菅家委員長を初め自由党の諸君に向つて申し上げべき言葉であります。国会は法律をつくることであ

ります。行政部と司法部は、その法律を誠実に実施し、運用し、解釈して施行するところでありまして、これを司法権にゆだねべきものであります。しかるに、みずから自制することを忘れて、あえて司法権の行使にまで干渉し、これに應じないからといつて司法権の不遵呼ばわりをしますのがごときは、最も明らかに三権分立の建前を破壊するものであります。(拍手)のみならず、当時われわれが警告した通り、あゝあゝ決議は検察庁の犯罪捜査権の妨害となるのであります。私の得た情

報によれば、検察庁において、有田君は、三月三日までがなければ釈放されると期待して、緊密に近きものを行

使して、遂に結果は得られなかつたというのであります。(拍手)自由党は、多数をもつて犯罪の捜査までも妨害するといふ所しは、これを甘受しなければならぬのであります。

(拍手)われわれは、芦田内閣において、時の大蔵大臣栗栖越夫君が覆職の疑いをもつて検察庁に召喚されたという一事をもつて即日総辭職を實行したのであります。起訴、不起訴を待つて進退を決するもおそしとしないという議論もあつたのであります。が、われわれは法律的にだけものを考へなかつた。政治家は天下の人心を得ることが大切であるとしたのである。(拍手)ゆえに、あくまで道義的責任を重しとして、閣僚の一人が検察庁に召喚されたという一事をもつて挂冠するに十分であると考へたのである。私が法務総長を辞したとき、私の後任としてその地位を継いだのは、今の総理大臣吉田茂君であります。吉田君は、事務引継ぎの訓辭において、今の佐藤検事総長、馬場検事正その他の全檢察陣を前にして、おおよそ檢察権の健全は内閣の運命よりも大切で

ある、將來とも諸君は厳正に勇敢に犯罪を檢察せよ、たとへばこの吉田が怪しいと思つたら遠慮なく私を縛つてよろしいという大訓をいたしたことは、(拍手)全檢察陣はいまなおよく記憶しているところでありまして、檢察陣はその訓辭の通りやつておるのであります。この勇敢なる総理を総裁にいた

だいている自由党の諸君としては、何という卑怯な態度であるかと申し上げざるを得ないのであります。

それはそれといたしまして、私の奇怪の念にたえないのは、犯罪の捜査と法律の執行とに任ずる法務大臣の出処進退であります。元來、法務大臣は、自由党の恥すべき知患者が先日のごとき理不尽なる動議を提出せんとしたとき、敢然これを阻止すべき義務を持つていたはずである。(拍手)しかるに、これに對して一挙手一投足の勞もとることなく、漫然これを見送つたことは、驚くべき無恥怠慢であります。(拍手)その上に、わずかの差をもつて一たびこれが院議となるや、これがまつこうから刑事訴訟法の規定を蹂躪するものであることを知りながら、何とかしてその裏をくぐつて脱法的に行動しようとするがごときは、法律執

行の風上にも置けない存在であります。(拍手)恥を知れと申し上げざるを得ないことを遺憾に存するのであります。(拍手)

私は、この国会議員のうちから一人でも破廉恥罪の嫌疑をもつて会期中に逮捕されるような者の出ないことを祈るものであります。しかし、不幸にしてその嫌疑を受け、請求を受けました以上は、檢察権と司法権とを尊重し、これに協力するのが立法院の責務であります。私は、どうしても、法務大臣は逮捕許諾請求の意味をよく理解しておられないのではないかと疑うのであります。もと／＼議員が会期中みだりに逮捕せられざるの特権は、議會を專制者のクーデターから守ろうとするに出たものであります。イギリスの政治史、フランスの大革命時代における苦い経験等を通して、容易にクーデターを行われないようにしようという趣旨である。お隣の朝鮮の李承晩大統領のごときは、吉田氏よりもつと超羣級のワン・マンと言われておる。大統領選挙に反対する議員は片づけしから逮捕監禁しておいて、自己に都合よき法律を決議させて再び大統領に当選したことは、御承知の通りであります。そ

ういうことを防ぐことがこの憲法の趣旨である。政治的逮捕を国会に対して守るために与えた特権であります。破廉恥罪のために一、二の議員が拉致されるごときは、憲法の予期したところではないのである。ことに、新憲法下におけるごとく、一年の大半国会が開かれておる場合に、この特権を濫用したり、これに制限を付したりすることは、犯罪捜査の正常なる進行を妨害するものであります。憲法、国会法の精神とするところではないと信ずるのであります。(拍手)一時に多数の議員を奪いますことは、司法権といえども違背すべきところでありましようが、

一、二の議員の逮捕の許諾を求めるにつきては、一、二の議案の勝敗懸念というがごときを裁判所としては顧慮すべき必要もなく、またこれを審査し得る立場にもないのであります。立法院も、多数派が一、二の議案通過の救済的優劣等を基準としてその可否を決するごときは邪道であり、特権の濫用であります。(拍手)幸いに、有田君の問題については、檢察庁も裁判所も毅然たる態度をとり、法権を守つておるのでありますから、危機は救われたのであります。(拍手)私は、日本の司法権の健全を願

賀するとともに、国会の面目のつゞけられたることに對しては、初めからなすべきからざることをなした多数派の横暴に對して痛憤禁じがたきものを覚えるのであります。(拍手)しかし、これは、自由党に対する国民的弾劾として別にやるほかはない。

ここに私の問題とするのは法務大臣の責任であります。検事総長の談話によれば、有田議員逮捕以来、法務大臣よりできる限り取調べを促進するよう督励を受けたのみならず、大臣は終始可能な範圍において院議の趣旨に沿うよう配慮方を希望されたので云々というのであります。これは実に容易ならざることである。そして、検事総長も、たつた一日でも一時間でもよいから有田君を釈放してやろうと思つて、あらゆる努力を試みたと言つてゐるのであります。大臣の命とあらば檢察陣もそういうことをやつたろうことは了とされるのであるが、大臣はいかなる根拠と権限に基いてそんなべらぼうな命令をしたのであるか。(拍手)法務大臣ともあろうものは、たゞい院議であつても、それが正しいものであるかどうか、他の法律に抵触することはないかを審査して対処する義務があるのであります。刑事訴訟法の規定に相いれない

ことは、三才の児童でもわかることである。それを無視して、わが党のやつた決議であるから、しやにむにこれを實現させたいと狂奔するごときは、眼中自由党あつて国家なしと言われても弁解の辭はないと存するのであります。(拍手)かかる陰謀が暴露されました以上は、法務大臣はもはや一日も要如としてその職にとどまることは許されないと私が、所見を承りたい。

さらに聲援すべきことは、緒方副総理以下、司法権を干犯せんとするごとき決議に賛成投票した閣僚諸君の責任であります。(拍手)代議士として、諸君は投票は自由でありましよう。しかし、諸君は、國務大臣として行政権の最高責任者である。憲法第七十三條は、内閣の義務として法律を誠実に執行することをうたつておるのであつて、司法権によつて明らかに無効と認定された決議に参加した責任をどうも感ぜられるのであるか、伺いたい。それは法務大臣だけの責任だと言われるならば、それは斯うして許されないのである。同じく憲法第六十六條は、嚴密に「内閣は、行政権の行使について、国会に對し連帶して責任を負ふ。」とうたつておるのであります。(拍手)諸君もまた責任をとらなければならぬと信ずるのであります。

ならないと信ずるのであります。今や、汚職の摘発糾弾に對しては、全国民が一斉に注視してゐるのであります。一点の暗影も残すことは許されぬ。臭いものにふたをするというごときは、二、三、四、五の人々が免れて恥じないかもしれませんが、すでに外国電報が報ずるごとく、日本の政府と司法権とがごの取扱いを諷するならば、必ずや近き将来に議會否認、右翼ファッショの波が台頭するであらうことを、ひとり日本においてのみならず、全世界が憂慮してゐるのであります。(拍手)議會政治擁護のためにも、法務大臣はもとより、全閣僚の善処せんことを求めて、私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇〕
○國務大臣(緒方竹虎君) 首題につきましては法務大臣からお答えいたすまいとして、この決議に閣僚が投票した責任を問うという御質問に對しまして、閣僚を代表してお答えをいたします。内閣が閣議決定の上逮捕許諾の要求を提出いたしましたのは、国会法の命ずる手續を忠実に履行したものであります。(拍手)すなわち、この閣議決定はいわば事務的、手続的のものであり、事の性質上政治的考慮を加える

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号

公職選挙法の一部を改正する法律案外(一件を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に併せて付託するの件) 特別鑑査復

臨時措置法の一部を改正する法律案

田議員より裁判所に対し勾留に関する

三三三

余地はないものであります。従いまし
て、この開議決定に加わつた關係が、
衆議院議員たる資格において独自にそ
の賛否を表明することは、議員として
の職務上当然のことであります。(拍手)
法律的にも政治的にも全然問題になる
余地はないものであると考えており
ます。

〔國務大臣大森健吾登壇〕

○國務大臣(大森健吾) お答えをいた
します。鈴木議員よりの御質問中、私
が不当に檢察庁を圧迫したというお話
の説明の途上、検事総長談話をお説
き上げになりましたので、まことに遺憾
でございますが、その談話の正しい文
章を讀み上げて御了解を得たいと思
います。すなわち、全文を讀み上げま
すならば、「右田議員の逮捕以來、法務
大臣よりできるだけ取調へを促進する
よう奨励を受けたのみならず、大臣は
終始公正な態度を堅持しながらも、可
能な範圍において院議の趣旨に沿う
よう配慮方を希望されたので、檢察局
としては鋭意調査促進に努めることと
し、昨二日までは、檢察庁独自の法律見
解の範圍で、勾留執行停止の方法によ
り、予算審議決定の日一日を限り有田
議員を釈放して、ある程度院議の議決に
沿うべく検討を重ねて来たが、昨日有

田議員より裁判所に対し勾留に関する
準抗告の申立てがあり、かつ勾留執行
停止の申請がなされ、これに対して裁
判所より勾留の執行停止はしない旨を
表明されたのである。今や本問題は裁
判所における純然たる法律問題となつ
た。こう申しておるのでありますして、
檢察庁は、私が終始公正な態度で可能
な範圍で検討したことを認めておるの
であります。御質問は事実と違ひと
存する次第でございます。なお、この
ような事情の中にも、最後まであつた
限り法律の可能な範圍で院議に沿うべ
く、三月三日深夜まで努力いたしまし
たので、全力をあげたことをもつて責
任を果したと存している次第でありま
す。(拍手)

内閣提出、公職選挙法の一部を改
正する法律案(国法第七十五号)及
び参議院から予備審査のため送付さ
れた市川房枝君外一名提出、公
職選挙法の一部を改正する法律案
を公職選挙法改正に関する調査特
別委員会に併せて付託するの件(議
長登壇)
○議長(堤康次郎君) お諮りいたしま
す。内閣提出、公職選挙法の一部を改
正する法律案(国法第七十五号)及び参議
院から予備審査のための送付された市川
房枝君外一名提出、公職選挙法の一部
を改正する法律案の両案は、公職選挙
法改正に関する調査特別委員会にあわ
せ付託したいと思ひます。これに
御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつてその通り決しました。

第一 特別鑑査復旧臨時措置法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)
○議長(堤康次郎君) 日程第一、特別
鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する
法律案を議題といたします。委員長の
報告を求めます。通商産業委員長大西
碩夫君。
特別鑑査復旧臨時措置法の一部を
改正する法律案
特別鑑査復旧臨時措置法の一部
を改正する法律
特別鑑査復旧臨時措置法(昭和二
十五年法律第七十六号)の一部を
次のように改正する。
第二十四条第二項第一号中「二十
四」を「二十四」に改め、同項第二
号中「十四」を「十五」に改める。
附則第二項中「五年」を「七年」に改
める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 特別鑑査復旧臨時措置法第二十
五条第一項の認可の申請は、この
法律の施行後は、することができ
ない。
特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出)に関する報
告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔大西碩夫君登壇〕
○大西碩夫君 ただいま議題となりま
した特別鑑査復旧臨時措置法の一部を
改正する法律案の通商産業委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
上げます。
本改正案の要旨は、特別鑑査にかか
る鑑査権者の特別会計への納付金を五
割増額すること、法律の有効期間
を昭和三十三年五月十一日まで二箇年
延長しようとするのであります。
本法は、太平洋戦争中の強行出版に
よる特別鑑査を急ぎかつ計画的に復旧
することによつて、民生の安定、国土
の有効利用をはかり、あわせて石炭鑑
査の健全な発達を期せんとするもので
ありまして、昭和二十五年本法施行以
來着々とその成果を上げて参つたもの
であります。しかしながら、法律施行
後の物価の上昇による復旧工事費の増
大と、現地における工事能力の制約等
の理由によりまして、現行法のままで
は所期の目的を達成することがきかめ
て困難になつて来たのであります。
本法は、一月二十五日通商産業
委員会に付託されましたので、一月二
十六日通商産業大臣より提案理由を陳
取いたしました。本法の審議は、
二月二十日より二十六日の間三回にお
たつて行われました。その詳細は會議
録に譲りますが、おもなる質疑の内
容は、本法による復旧工事完了までの
施行期間及びこれに要する事業費につ
いて、既往の経緯並びに今後の見通し
等についてでありました。
本改正法律案に対する質疑は二月二
十六日終了いたしましたので、同日討
論を省略して採決いたしましたこと
ろ、全会一致をもつて可決すべきものと
議決した次第であります。
以上をもつて報告を終ります。
(拍手)
○議長(堤康次郎君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤原次郎君) 日程第二、狂犬病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事古屋勇君。

狂犬病予防法の一部を改正する法律案

狂犬病予防法の一部を改正する法律

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 罰則(第二十六条・第二十七条)」を第五章 罰則(第二十六条・第二十八条)に改める。

第二条第一項中「家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)第一条第一項に掲げる家畜」を「犬、牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びひつ」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(犬の引取)
第五条の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたとき

きは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取るべき場所を指定することができる。

第六条第一項中「前条」を「第五条」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項中「第四項」を「第六項」に、「三日以内」を「一日以内」に改め、同項に次の但書を加え、同項を第八項とする。

但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

第六条中第五項を第七項とし、第四項中「抑留した場所」を「捕獲した場所」に改め、同項を第六項とし、第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 予防員は、捕獲しよとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は自動車に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度

度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができ。但し、その場所の所有者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

第十條中「その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における」を削る。

第十四条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第十八条第二項中「第七項」を「第九項」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(けい留されていない犬の殺殺)
第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うに付して著しく困難な事情があるとき、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が充せられていないにかかわらず、けい留されていない犬を殺殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を殺殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による殺殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十八條 第十八条第三項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第六条第四項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により所有者に対する通知が行われ、又は同条第五項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の公示期間が満了した犬の処分については、この法律による改正後の第六条第八項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

狂犬病予防法の一部を改正する法律案に対する修正案
狂犬病予防法の一部を改正する法律案に対する修正

狂犬病予防法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第六条の改正規定中「第九項」を「第十項」に、「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に、「第七項」としを「第八項」としに、「第六項」としを「第七項」としに、「第五項」としを「第六項」としに、「次の二項」を「次の三項」に改める。
第十条の改正規定の前次の一項を加える。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜を噛んだ大である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。
第十四条及び第十八条の改正規定中「第九項」を「第十項」に改める。
附則第二項中「第六条第八項」を「第六条第九項」に改める。

狂犬病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
「最終号の附録に掲載」

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(第二号)

○運輸委員会報告

○古澤勲男 委員 たいへん議題となりまして、狂犬病予防法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における調査の結果、並びに結果の概要を御報告申し上げます。

狂犬病予防法の施行により狂犬病の発生は逐次減少して参りましたが、なお組織に基き、年々相当数の発生を見る現状でありますので、さらに一層狂犬病予防法の強化に努め、その根絶をはかろうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる改正点を申し上げますれば、第一に、野犬化防止のため、狂犬病予防員が犬の所有者からその不用となつた犬の引取りを求められたときは、これを引取つて処分しなければならぬこととしたこととあります。

第二は、狂犬病予防員が犬を捕獲しようとして追跡中に、犬が土地、建物等に入つた場合、捕獲するためやむを得ないと認める場合は、職務の遂行を防ぐために必要な制限のもとに、その場所に立ち入ることができるようにしたこととあります。

第三は、都道府県知事は、緊急の必要があり、かつ抑留を行うことが著し

く困難な事情があると認めるときは、狂犬病予防員をして抑留されてはならない犬を殺戮させることができるようにしたこととあります。

本法案は一月二十六日本委員会に付託せられ、二月一日厚生大臣より提案理由の説明を聴取しました後、ただちに審査に入り、同日並びに十六日、狂犬病予防員が犬を捕獲するため、土地、建物等に立ち入ること、及び抑留されていな犬の殺戮等の点について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて、二月二十四日質疑を終了したのであります。三月二日の委員会において、自由党の高橋委員より各派共同提案による修正案が提出されました。修正案の要旨は、犬を捕獲するため、むを得ないと認めるときは土地、建物内に立ち入ることができる規定を、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用されることとしたこととあります。

次いで、修正案と修正部分を除く原案とを一括して討論に入りましたところ、改進黨を代表して古屋委員より、日本社会党を代表して長谷川委員、同じく日本社会党を代表して山口委員より、それら、賛成の意が述べられたのであります。

かくて、討論を終了し、採決に入り、まず修正案について採決いたしましたところ、全票一致をもって修正案は可決いたしました。次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これもまた全票一致をもって原案通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本武雄) 採決いたしました。本法案の委員長報告は修正であり、本法案は委員長報告の通り決するに御決意ありませんか。

○議長(橋本武雄) 賛成の意思を認めます。よつて本法案は委員長報告の通り決しました。

第三 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 汽船法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 海洋かつお、まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(橋本武雄) 第三、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、第四、汽船法の一部を改正する法律案、第五、海洋かつお、まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案、右三案を一括して議決いたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長橋本正一君。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する

第三十二条を次のように改める

第一等の貨率は三等の二倍、第二等の貨率は三等の四倍とする。

第四条を削る。

第六条第一項但書を削る。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

汽船法の一部を改正する法律案

汽船法の一部を改正する法律案

汽船法(昭和二十三年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

附則の全篇を削る

別表の大坂府の部堺港の項中「海面」を「海面並びに東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線から下流の大和川河川水面中大阪港の港の区域に属する河川水面を除いた部分」に改める。

別表の大坂府の部大阪港の項中「神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大湊橋、尻無川岩崎橋、安治川給津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び給津橋南端と大湊橋東端とを結んだ線以西の運河水面」を「淀川分派川神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線と大和川右岸との交点から百八十度百三十四メートルの地点まで引いた線、同地点から二百九十二度に引いた線、同線と大和川口突端を結んだ線との交点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び大和川河川水面、新淀川最下流鉄橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新給津橋及び端建橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面、敷津運河以西の住吉川河川水面並びに安治川及び木津川により囲まれた

各運河、北港運河及び敷津運河の各運河水面」に改める。
別表の兵庫県の部尼崎港の項中「並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面」を「淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川、庄下川及び逢川各最下流道路橋下流の河川水面、旧左門殿川河川水面並びに淀川分派川左門殿川辰巳橋西端と武庫川最下流鉄橋東端とを結んだ線以南の各運河水面」に改める。

別表の広島県の部広島港の項中「海面」を「海面並びに猿峯川、京橋川、元安川、本川及び天満川各河川最下流道路橋下流の河川水面」に改める。

別表の広島県の部土生港の項中「同地点から因ノ島半端まで引いた線」を「同地点から二十五度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂三九三メートル」とを結んだ線」に改める。

別表の広島県の部中「重井」長串島から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

佐木 佐木島三角点(一八四メートル)と因ノ島龍王山三角点(二四一メートル)とを結んだ線、佐木島銅ヶ鼻から八十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表の広島県の部瀬戸田港の項中「孔蔵寺山三角点(六七メートル)を中心として二千メートル」を「孔蔵寺山三角点(六七メートル)から七十六度八百四十メートルの地点を中心として二千六百メートル」に改める。
別表の広島県の部福崎港の項中「同島根道鼻(北緯三十四度十六分五十六秒東経百三十二度五十五分四十六秒)から小琴ノ鼻(北緯三十四度十六分四十四秒東経百三十二度五十五分四十六秒)を「同島根ノ鼻から島崎隆ヶ鼻まで引いた線、同島南端から加組島」に改める。
別表の福岡県の部三池港の項中「三池港燈台」を「三池港北突堤燈台」に改める。

別表の鹿児島県の部中「宮之浦」屋久島塚塔から肥瀬ノ塔まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之浦橋下流の河川水面

「宮之浦」屋久島塚塔から肥瀬ノ塔まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之浦橋下流の河川水面
名瀬 端塔から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古仁屋 皆通塔から二百四十四度に引いた線、阿鉄南西端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
別表中「阿津」を「阿津、千葉」に、「鹿兒島」を「鹿児島、名瀬」に改める。

港域法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
遼洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案
遼洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案
第一条 船舶所有者は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項の許可を受けて遼洋かつお・まぐろ漁業の用に供する総トン数百五十トン以下千ト

ン未満の船舶が、甲区域(東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域外の区域をいう。以下同じ)内において当該漁業に従事する場合には、船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)第十八条第一項本文及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当該船舶に、別表の船舶の欄に掲げる区分により、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者を乗組させることをもつて足る。

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外二件

第二条 前条の船舶が甲区域域内にお

いて運洋かつお・まぐろ漁業に従事する場合には、別表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者は、船舶職員法第二十一条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当該船舶において同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員の業務を行つてもよい。

第三条 第一条の船舶が甲区域域内において運洋かつお・まぐろ漁業に従事する場合における船舶職員法第十八条第二項若しくは同法第二十一条第二項又はこれらの規定に係る同法附則第二項の規定の適用については、同法第十八条第二項又は同法第二十一条第二項中「別表第一又は別表第二」とあり、同法附則第二項中「別表第七」とあるのは、「運洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第 号)別表」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に効力を失ふ。

別表

船	船	船舶職員	資格
総トン数五百五十トン以上二百トン未満の船舶	船長	乙種一等航海士	
	機関長	乙種一等機関士	
	一等航海士	乙種一等航海士	
	一等機関士	乙種一等機関士	
総トン数三百トン未満の船舶	船長	乙種二等航海士	
	機関長	乙種二等機関士	
	一等航海士	乙種二等航海士	
	一等機関士	乙種二等機関士	
総トン数五百トン未満の船舶	船長	乙種三等航海士	
	機関長	乙種三等機関士	
	一等航海士	乙種三等航海士	
	一等機関士	乙種三等機関士	
総トン数千トン未満の船舶	船長	甲種一等航海士	
	機関長	甲種一等機関士	
	一等航海士	甲種一等航海士	
	一等機関士	甲種一等機関士	

運洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に因

する報告書

【最終号の附録に掲載】

〔閣内正一君登壇〕

○閣内正一君 たいま議題となりまして、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、港域法の一部を改正する法律案及び運洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の内容は、日本国有鉄道の収支の均衡をはかるため、一、二等旅客運賃及び料金を改訂し、現行運賃及び料金中に含まれている通行税額を外わくいたしまして、実質的には約二割の値上げをしようとするものであります。

本法案は二月八日運輸委員会に付託され、翌九日政府より提案理由の説明を聴取し、本月一日質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて、二日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、山口丈太郎君は、日本社会党を代表し、今回の改訂が貨物運賃、三等旅客運賃上げの布告となつてはならないこと、国鉄運営については幾多改善の余地がある日本国有鉄道法の改正等の処置を講ずべきこと

と、国鉄といわゆる外郭団体及び関連企業との関係を法的に固然とすることの希望を述べて賛成の意を表明せられました。

右をもつて討論を終局し、採決の結果、本法案は起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。次に、港域法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の要旨は、港事情の変化に伴いまして、苫小牧港外十港の港域を現状に即するように改めずとも、最近における船舶交通の現状に対応して、佐木港外二港について新たに港域を定め、さらに名瀬港及び千葉港を港則法による特定港としようとするのであります。

本法案は去る三月一日本委員会に付託され、三日政府より提案理由の説明を聴取し、翌四日質疑を行いました。その内容は会議録に議ることとしたします。

かくて、五日討論を省略し、採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。次に、運洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の改正する法律案第六件

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

一 緊要物資輸入基金特別会計法

(昭和二十六年法律第五十八号)

二 一般会計の繰出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十七号)

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年年度分の収入支出並びに昭和二十七年及び昭和二十八年年度の決算並びに緊要物資輸入基金(以下「基金」といふ)の昭和二十八年年度の損益の処理に関しては、第九項に規定するものを除く外、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際緊要物資輸入基金特別会計に属する資産のうち基金に属する資産以外のもの(現金及び昭和二十八年年度分の収入金に係る権利を除く)及び同会計の負債のうち基金に属する負債

以外のもの(昭和二十八年年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律の施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く)は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属するもの及び第六項の規定により一般会計所屬の資金となるものを除く外、緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年年度の出納の完結の際、一般会計に属する資産(現金を除く)及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5 緊要物資輸入基金特別会計の昭和二十八年年度の出納の完結の際、同会計に属する現金は、その出納の完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。

6 この法律の施行の際、基金は、一般会計所屬の資金となり、この資金は、昭和二十九年五月三十一日限り存続するものとし、この法律による廃止前の緊要物資輸入基金特別会計第一条に規定する緊要物資の取得及び支払(以下「資金の運用」といふ)は、この資金において行ふものとする。

7 前項に規定する資金は、通商産業大臣が、法令の定めるところにより管理する。

8 第六項に規定する資金の運用に伴う事務取扱費及び附屬諸費は、一般会計の繰出とする。

9 第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる基金の昭和二十八年年度の損益の処理のうち、基金の昭和二十八年年度の利益の緊要物資輸入基金特別会計の繰入への組入は、第六項に規定する資金から行ふものとする。

10 第六項に規定する資金に属する現金の出納命令の委任並びに当該資金の損益の計算方法、支出負担行為計画及び支払計画に関しては、従前の基金の例によるものとする。

11 昭和二十九年五月三十一日における第六項に規定する資金に属する現金以外の資産及び負債は一般会計に、当該資金に属する現金は、産業投資特別会計に、その時において、それぞれ、帰属するものとする。

12 第五項及び前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の繰入とする。

13 通商産業大臣は、昭和二十九年五月三十一日における第六項に規定する資金の貸借対照表及び損益計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

14 内閣は、昭和二十九年年度の一般会計の繰入決算に前項の書類を添附して、国会に提出しなければならない。

15 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(経除した額と)を」を「(経除した額及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第 号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金に相当する額と)に改める。

16 緊要物資の売払に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「緊要物資輸入基金特別会計法」を「緊要物資輸入基金特別会計法」に、「緊要物資輸入基金」を「旧緊要物資輸入基金」に、「取得する」を「取得した」に改める。

17 運輸職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「緊要物資輸入基金特別会計」を削る。

18 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「緊要物資輸入基金特別会計」を削る。

第九条第十二号を次のように改める。

十二 緊要物資の売払に関する業務を行ふこと。

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

【最終号の附録に掲載】

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに
より食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律
政府は、昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十五号）又は昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百七十五号）の規定により被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことに、食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするため、一般会計から、昭和二十八年において三億二千五百九十万九千円、昭和二十九年において五億九千六百六十万七千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十九年における繰入金に係る部分は、昭和二十九年四月一日から施行する。

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに、食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

当せん金附証票法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十九年二月二十六日
参議院議長 河井 瀧八
衆議院議長 堤隆次郎殿

当せん金附証票法の一部を改正する法律案
当せん金附証票法の一部を改正する法律案
当せん金附証票法の一部を改正する法律案

附則
第一條中「財政資金」を「地方財政資金」に改める。
第三條を次のように改める。
第四條第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 昭和二十八年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案外六件

第六條第一項、第二項及び第三項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。
第七條第一項中「大蔵大臣は、第三條の規定により発売する当せん金附証票につき、」を「都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金附証票の発売につき、第四條第一項の規定により許可を受けたときは、」に改める。
第八條を次のように改める。
第八條 削除
第十一條第二項中「政府、」を削る。
第十六條中「政府又は都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「当該都道府県知事又は」に、「政府又は」を「都道府県若しくは」に、「当該都道府県又は」に改める。
第十七條第一項及び第二項中「大蔵大臣又は都道府県知事若しくは」を「都道府県知事又は」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に政府が発行した当せん金附証票についての再交付、当せん金品の支払、時効、当せん金品の非課税、受託銀行の経理及び納付金並びに報告並びに受託銀行に対する検査については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に政府が発行した当せん金附証票についてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第十四号を削る。
当せん金附証票法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

国有財産法第十三條第二項の規定
交付、当せん金品の支払、時効、当せん金品の非課税、受託銀行の経理及び納付金並びに報告並びに受託銀行に対する検査については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に政府が発行した当せん金附証票についてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第十四号を削る。
当せん金附証票法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

区分	種目	数量	予定価格	備考
建物	事務所建	延坪	新築 鉄筋コンクリート	
水道	下水	延坪	造平家建一部半地下室	
工事	水道	延坪	増設 給水管	
			増設 土管	
			増設 電灯点滅器、遮込	
			増設 地下線、架空線	
			増設 電話	
			増設 瓦斯設備	
合計			1,200,000	

に基き、国会の議決を求める件
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。
昭和二十九年二月二十六日
参議院議長 河井 瀧八
衆議院議長 堤隆次郎殿
国有財産法第十三條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件
左記のものを算用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三條第二項の規定により、国会の議決を求める。
記
一、所在地 奈良県奈良市雜司町一
二、口座名 正合院
三、取得財産の区分、種目、数量、価格

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案外六件

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

財政法第四十二条の特例に関する法律案

財政法第四十二条の特例に関する法律

1 昭和二十七年年度の一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費の経費の金額で、財政法昭和二十二年法律第三十四号第十四条の第三項の規定に基き昭和二十八年年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らなかつたものは、同法第四十二条但書の規定によるものの外、昭和二十九年年度に繰り越して使用することができる。

2 財政法第四十三条の規定は、前項の規定による繰越について準用する。この場合において、同条第一項の規定による承認の手続については、同法第四十四条の第三項の規定による繰越に関する手続の例による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

財政法第四十二条の特例に関する法律案内閣提出に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔浅香忠雄君登壇〕

○浅香忠雄君 たいだいま議題となりまして六法律案及び一議決案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十八年年度におきましては、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰入れるべき金額は、前々年度繰入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額に、前年度首、国債総額の二分の百十六の三分の一相当額の繰入れはこれを要しないこととする

とともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に受入れ、当該金額について一般会計から償還資金の繰入れがあつたものとみなす

特別の措置が講ぜられたのであります。最近における財政の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、昭和二十九年年度においても前年度と同様の特例的措置を講ずることとしたとさせていただきます。

第二に、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。この法律案は、開拓者に対する貸付金の財源に充てるため、昭和二十九年年度においても、従前の例にならば、一般会計から開拓者資金融通特別会計に十四億八千五百五十六万五千円を限り繰入金をするのであります。

次に、緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における緊要物資の需給緩和の事情にかんがみ、これら物資の取得及び売払いのため設けられている緊要物資輸入基金特別会計を昭和二十八年年度限り廃止すること

に、その資産のうち現金を産業投資特別会計に、その他の資産及び負債を一般会計にそれぞれ帰属させる等、所要の規定を設けることとしたしております。

ため、一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十八年六月から九月までの間における風水害及び同年における冷害による被害農家等に対して米を特別価格で売り渡したことに伴ひまして食糧管理特別会計に生じた損失約九億二千二百万円を補填するため、一般会計から昭和二十八年年度におきまして三億二千五百九十九万九千、昭和二十九年年度におきまして五億九千六百六十万七千円を限りこの会計に繰入金することができるとしたとさせていただきます。

次に、当せん金附証票法の一部を改正する法律案について申し上げます。いわゆる宝くじは、当せん金附証票法に基きまして、政府、都道府県、五大市及び戦災都市にのみその発売が認められて来たのであります。この制度は、戦後における経済の实情に即応して、浮動購買力の吸収と、財政資金調達のための暫定措置として実施されたものであり、経済の正常化に伴いなるべく早い機会に廃止するべきものであります。

この法案は昭和二十九年年度から政府による宝くじの発売の制度をとりやめようとするものであります。なお、地方公共団体が発売する宝くじに関しては、従来自治庁長官はこれを許可するに先だち大蔵大臣に協議しなければならぬことになつていたのであります。今後この協議を不要とするよう協議の規定を削除いたすこととしております。

次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件について申し上げます。この議決案は、正倉院宝庫に収蔵してある宝物を完全な管理のもとに修理を施すため、さきに昭和二十八年年度予算をもつて正倉院保存修理室を新築することとなつたのであります。この建物は宝庫の収蔵物管理には必要欠くことのできな重要性を有するものでありますので宝庫と同様、皇室用財産として取得することとしたとさせていただきます。

以上の五法律案及び一議決案につきましては、審議の結果、去る二月四日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに一括採決いたしましたところ、いずれも起立議員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、財政法第四十二条の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十七年一般会計予算における安全保障諸費及び連合

国財産補償費で昭和二十八年度に繰越されたもののうち、対外交渉または審査上の困難等の事情のため、当該年度内に支出を終わらないものについて、これを特に昭和二十九年度まで繰越して使用することができることとしたものとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る二月四日質疑を打ち切り、ただちに討論に入り、社会党を代表して平岡委員は本案に反対の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、はなはだ簡単な御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 次、日程第六ないし第十一の六件を一括して採決いたします。六件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて六件は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第十二につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十九年三月六日 衆議院会議録第十六号 昭和二十七年、昭和二十八年衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

院運営委員長長報告の報告を求めます。議院運営委員会理事坪川信三君。

報告書

一、昭和二十七年衆議院予備金支出の件

右件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和二十九年一月二十七日

議院運営 菅家 喜六

委員長 衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十七年衆議院予備金支出

昭和二十八年衆議院予備金から、昭和二十七年十月二十四日以降同二十八年十二月九日までにおいて支出した金額は、左の通りである。

支出総額 七、七〇一、三三三円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

4 超過勤務手当

外に第十五回国会において支出承認済額

合計 一、六〇〇、〇〇〇円

予 算 額 六、六〇〇、〇〇〇円

差引予算残額 五、〇〇〇、〇〇〇円

昭和二十八年衆議院予備金

(組織)衆議院

(項)衆議院予備経費

5 特別弔慰金

5 弔慰金

予 算 額 一、〇〇〇、〇〇〇円

差引予算残額 九、〇〇〇、〇〇〇円

昭和二十七年衆議院予備金

(組織)衆議院

(項)衆議院予備経費

5 特別弔慰金

5 弔慰金

予 算 額 一、〇〇〇、〇〇〇円

差引予算残額 九、〇〇〇、〇〇〇円

昭和二十七年衆議院予備金

(組織)衆議院

(項)衆議院予備経費

5 特別弔慰金

5 弔慰金

予 算 額 一、〇〇〇、〇〇〇円

差引予算残額 九、〇〇〇、〇〇〇円

昭和二十七年衆議院予備金

(組織)衆議院

超過勤務手当の予算不足を生じこれが補足のため

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

昭和二十五年五月二十五日

〔坪川信三君登壇〕

○坪川信三君 ただいま議題に相なりました昭和二十七年及び昭和二十八年衆議院予備金支出の件について御説明いたします。

昭和二十七年衆議院予備金のうち、昭和二十七年十月二十三日までに支出された分についてはすでに第十五回国会において御承諾を得ておりますからこれを除き、今回御承諾を得る分は、その後支出された五百六十二万九千二百三十一円と、昭和二十八年衆議院予備金から、昭和二十七年十月二十四日以降同二十八年十二月九日までにおいて支出した金額は、左の通りである。

支出総額 七、七〇一、三三三円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

内 昭和二十七年 五、六二九、三三三円

昭和二十八年 二、〇七二、〇〇〇円

昭和二十九年三月六日 衆議院會議第十六号 議長の報告

議院予備金のうち、昭和二十八年十二月九日までに支出された二百七万二千四百であります。

その用途は、予備金支出の報告書に詳記してあります通り、昭和二十七年の歳入は、在職中逝去された議員の遺族に對して贈つた弔慰金と、議員に支給する超過勤務手当の予算に不足を生じ、これを補うため支出した経費であります。また昭和二十八年年度の分は、在職中逝去された議員二名の遺族に贈つた法定の弔慰金と、職務執行中殉職された故中助松君の遺族に贈つた特別弔慰金であります。

以上はいずれもその都度議院運営委員会承認を得て支出されたものでありますから、御承諾あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 本件は承諾するに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて承諾するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
 午後三時二十六分散会

出席國務大臣
 法務大臣 犬養 健君
 厚生大臣 草葉 隆四君

通商産業大臣 愛知 揆一君
 國務大臣 緒方 竹虎君
 出席政府委員
 法務省刑事局長 井本 台吉君
 大蔵政務次官 植木庚子郎君
 通商産業省 佐久 洋君
 石炭局長
 運輸政務次官 西村 英一君

朗読を省略した報告

一、昨五日国会において承認すること
 を議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。

國際労働機關の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務に將來において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機關憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めるの件

國際労働機關憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めるの件
 一、去る四日大蔵委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 井上 良二君(理事井上良二君去る三日委員辭任につきその補充)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 早稻田和吉門君
 大蔵委員 柴田 義男君
 三鋼 義三君
 運輸委員 松浦周太郎君
 郵政委員 有田 喜一君
 電気通信委員 中曾根康弘君
 建設委員 柴田 義男君
 三鋼 義三君

予算委員 柴田 義男君
 井上 良二君
 決算委員 田中 角榮君
 議院運営委員 三和 精一君
 山崎 岩男君
 高橋 融一君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。
 内閣委員 中曾根康弘君
 大蔵委員 三鋼 義三君
 三鋼 義三君
 柴田 義男君
 柴田 義男君
 有田 喜一君
 松浦周太郎君
 早稻田和吉門君

運輸委員 有田 喜一君
 郵政委員 松浦周太郎君
 電気通信委員 早稻田和吉門君

建設委員 柴田 義男君
 三鋼 義三君
 予算委員 柴田 義男君
 三鋼 義三君
 決算委員 山崎 岩男君
 議院運営委員 飯治 良作君
 田中 角榮君
 佐藤 芳男君

一、昨五日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。
 郵政委員会
 理事 吉田 賢一君(理事吉田賢一君去る二月二十五日委員辭任につきその補充)

労働委員会
 理事 稻葉 修君(理事高橋融一君去る二月二十日委員辭任につきその補充)

一、昨五日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
 地方行政委員 河原田隆吉君
 郵政委員 前尾繁三郎君
 今澄 勇君
 労働委員 三浦 一雄君
 予算委員 稻葉 修君
 櫻内 義雄君
 田淵 光一君
 竹山祐太郎君
 高橋 英吉君

一、昨五日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。
 地方行政委員 前尾繁三郎君
 郵政委員 田淵 光一君
 竹山祐太郎君
 高橋 英吉君

一、昨五日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。
 地方行政委員 前尾繁三郎君
 郵政委員 河原田隆吉君
 吉田 賢一君
 労働委員 稻葉 修君
 予算委員 三浦 一雄君
 竹山祐太郎君
 決算委員 高橋 英吉君
 村瀬 宜親君
 議院運営委員 田淵 光一君

一、昨五日特別委員会において、委員長理事互選の結果次の通り當選した。
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会
 委員長 柴田新五郎君
 理事 岡村和石門君
 川村善八郎君
 羽田武嗣郎君
 松岡 俊三君
 吉川 久衛君
 井手 以誠君
 杉山元治郎君

一、昨五日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員
 小枝 一雄君
 鈴木 華幸君
 松田 鐵藏君
 山本 友一君
 平岡忠次郎君
 松平 忠久君
 風見 章君

一、昨五日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員
 小枝 一雄君
 鈴木 華幸君
 松田 鐵藏君
 山本 友一君
 平岡忠次郎君
 松平 忠久君
 風見 章君

一、昨五日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員
 小枝 一雄君
 鈴木 華幸君
 松田 鐵藏君
 山本 友一君
 平岡忠次郎君
 松平 忠久君
 風見 章君

一、昨五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員

山本 勝市君 小澤重喜君
鈴木 仙八君 橋本 龍伍君
木下 郁君 小平 忠君
中村 英男君

一、去る四日地方行政委員長から次の公聴会開會報告書を提出した。

公聴会開會報告書

一、公聴会を開く議案

警察法案(内閣提出第二二二号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二号)

一、意見を聞く問題

警察法案について

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について

一、公聴会の日時

昭和二十九年三月十六日及び十七日 午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。

昭和二十九年三月四日

地方行政委員長 中井 一夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十九年三月六日 衆議院会廳第十六号 議長の報告

一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。

公聴選挙法の一部を改正する法律案

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案(内閣提出第七六号)

地方行政委員会 付託

一、去る四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十九年年度一般会計予算
昭和二十九年年度特別会計予算
昭和二十九年年度政府関係機関予算

一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。

肥料取締法の一部を改正する法律案(網島正興君外二十四名提出)

一、昨五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

公聴選挙法の一部を改正する法律案

一、昨五日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

水産業協同組合法の一部を改正する

法律案(森崎隆君外八名提出、参法第四号(予)) 水産委員会 付託

一、昨五日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外十九名提出)。

一、昨五日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けること、

國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約(第八十号)

の批准について承認を求めるの件

國際労働機関憲章の改正に関する文書の受託について承認を求めるの件

一、今六日提出した緊急質問は次の通りである。

有田二郎君逮捕請願書に関する期限付承諾に關して院議と裁判所の意見の相違に關する緊急質問(鈴木義男君提出)

一、去る二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中村高一君提出調布飛行場使用に關する質問に対する答弁書

〔参照〕

調布飛行場使用に關する質問主文書

一、元陸軍調布飛行場は、現在米軍の水耕農園並びにアメリカ軍用地として使用されているが、近く解除し、日本政府に返還されると聞くが、事実かどうか。

一、解除後日本政府は、民間航空飛行場として、若しくは保安隊飛行場として使用すると聞くが、事実であるかどうか。

一、もし飛行場として使用される場合は、その地域は三鷹、調布、多摩三市町村にわたり同所附近には東京大学附属天文台、大映撮影所、日活撮影所、電気通信大学等があり、飛行場設置による電波、騒音、照明、受信、送信等の業務、研究に対して非常な障害となるが、政府はどう考えるか。

衆議院議員中村高一君提出調布飛行場使用に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中村高一君提出調布飛行場使用に關する質問に対する答弁書

一、調布飛行場の返還については、昨年十月以来数次にわたり日米合同委員会空港利用特別委員会において検討されているがいまだ結論が出ていない。

二、調布飛行場を返還された場合、政府としては民間航空飛行場として利用することの可否につき検討中であるが保安隊飛行場として使用する計画はない。

三、飛行場として使用される場合の周辺諸施設に与える各種の障害については、政府としても慎重に検討を進めている。

特に天文台の観測業務に対する影響については、且下科学技術行政協議会において技術的な検討を行っているがいまだ結論に達していない。

右答弁する。

昭和二十九年三月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員中村高一君提出調布飛行

参議院議員中村高一君提出調布飛行

参議院議員中村高一君提出調布飛行

参議院議員中村高一君提出調布飛行

参議院議員中村高一君提出調布飛行

参議院議員中村高一君提出調布飛行